

安全未来特定認定再生医療等委員会

議事録要旨

第 277 回 12 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝口の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 井上 陽

安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第 277 回 第 12 部

2025 年 7 月 30 日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったので、その議事録要旨を作成する。

【議題】

医療法人社団 SUNSET Zetith Beauty Clinic

定期報告 ①「しわ・たるみなど皮膚の加齢性変化に対する自己脂肪由来幹細胞による治療」

②「慢性疼痛に対する自己脂肪由来幹細胞による治療」

(申請者：管理者 鉄 鑠)

【日時場所】

日 時：2025 年 7 月 22 日（火曜日）第 12 部 18：40～19：05

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-22-3 渋谷東口ビル

第1 審議対象及び審議出席者

1 出席者

出席者：委員については後記参照

陪席者：(事務局) 坂口 雄治、細川 美香

2 技術専門員 定期報告①について 辻 晋作 先生(委員)

定期報告②について

西村 大輔 先生（評価書）

医療法人社団政松会 神田痛みのクリニック 院長

3 配付資料

資料受領日時 2025 年 7 月 1 日

(本審査資料)

- ・再生医療等提供状況定期報告書（様式第三）
- ・定期報告フォーム（②）

- ・年間 教育・研修記録文書
- ・特殊様式第六

(事前配布資料)

- ・再生医療等提供状況定期報告書 (様式第三)
- ・定期報告フォーム (②)
- ・年間 教育・研修記録文書
- ・特殊様式第六

(会議資料)

- ・再生医療等提供状況定期報告書 (様式第三)
- ・定期報告フォーム (②)
- ・年間 教育・研修記録文書
- ・技術専門員による評価書 (②)

第2 審議進行の確認

1 特定認定再生医療等委員会 (1, 2 種) の出席者による成立要件充足

以下の1～8の構成要件における2,4,5or6,8が各1名以上出席し、計5名以上であることが成立要件	氏名	性別 (各2名以上)	申請者と利害関係無が過半数	設置者と利害関係無が2名以上
1 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家				
2 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者	辻 晋作	男	無	無
3 臨床医	高橋 春男	男	無	無
4 細胞培養加工に関する識見を有する者	小笠原 徹	男	無	無
5 医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家	井上 陽	男	無	有
6 生命倫理に関する識見を有する者				
7 生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者	山下 晶子	女	無	無
8 第1号から前号以外の一般の立場の者	奥田 紀子	女	無	無

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、「本再生医療等提供計画に関する役務の提供の関係による除外条件」も含めて、すべての条件を満たしていることを各委員に宣言した。

第3 審議

1 質疑

計画の科学的妥当性の評価方法の適切性及び当該評価の結果について検討を行ったほか、つぎのような質疑応答があった。

定期報告①について

井上	0 例 0 件です。教育・研修は、院内、院外共に行われています。科学的妥当性に疑義が生じているわけではありませんので、適切とさせていただきます（一同同意）
----	---

定期報告②について

井上	3 例 4 件です。「再生医療等提供状況定期報告書（様式第三）」科学的妥当性についての評価のところに、“主訴の改善に加え、自覚的改善を報告する症例もあり”とありますが、主訴の改善と自覚的改善は違うものですか
小笠原	主訴は慢性疼痛で、それに加えて髪の毛が増えたということだと思います
井上	髪の毛が増えたのは副作用ということですね
辻	よい副作用ですね
山下	VASが20というのはおかしいと思います
辻	100段階なんでしょう
井上	詳細が具体的に書かれているので、とってつけたような評価ではなさそうです
山下	もし、数値に18とか21が混じっていればVASだという気がするのですが、10と20しかないので、どうなのかなと思いました
高橋	痛みの専門家の先生が診て、この評価をしたのかもわからないわけで、結果だけでみるしかありません
小笠原	VASかどうか聞いてはどうですか
井上	VASにしては、きりがいい数値なので、正しいかどうか再確認してもらいましょうか。特に、安全性に疑義が生じるものではありません

2 判断

審査の結果、報告内容が再生医療等の安全性の確保等に関する法律に適合しており、当該再生医療提供計画の継続に問題はないと全員一致で認められた。

ただし、定期報告②については、VAS を用いたかどうか再確認することを要請するものとする。

第4 審議結果

定期報告①、②は適切である。

以上

第5 補正資料の確認

7 月 29 日 : 事務局より医療機関へ、慢性疼痛治療の評価として VAS を用いたか否かを確認

7 月 29 日 : 医療機関よりメールにて、確かに VAS での評価であると回答あり